

北海道日高町 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 7 月改訂

目 次

第1章 計画の策定について	
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 対象範囲	3
5. 推進体制の構築	4
第2章 人口及び財政の動向	
1. 人口動向	5
2. 人口の推計	8
3. 財政動向（普通会計の状況）	9
第3章 公共施設管理の現状	
1. 対象施設	11
2. 公共施設等の現状	13
第4章 公共施設等の維持管理に関する将来の見通しと検討課題の整理	
1. 将来の更新費用	20
2. 検討課題の整理	24
第5章 公共施設等の管理に関する基本方針	
1. 全体目標の設定	27
2. 維持管理にあたっての基本的な考え方	28
第6章 施設分類毎の方向性	
1. 建物系の方針	30
2. インフラ系の方針	32

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

全国的に公共施設及びインフラの老朽化対策が大きな課題となっています。公共施設については、全国的な人口減少と、少子高齢化に伴う年齢層の変化などによりどの自治体も今後の利用需要の変化が予想されることに加え、過去に建設された施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。また、インフラについても、高度経済成長期に「ネットワーク」として整備した社会基盤施設の老朽化が進んでいることに加え、保全業務に携わる技術者不足や、メンテナンスサイクルを廻す仕組みが確立・構築されていない、研修などを受ける機会が少ないためにおこる点検の質の低下などが指摘されています。

本町においても同様の状況が見られます。これらの問題を解決するために、本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用すること、また必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるようにするための取り組みが必要不可欠です。また、各種インフラ施設については、今後も計画的かつ効率的な維持管理・補修を実施していく必要があります。

国において、平成 25 年 11 月に『インフラ長寿命化基本計画』が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

本町では、中長期的な視点から、町の保有する公共施設などを総合的かつ一体的に管理し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号）に基づき平成 29 年 3 月に「日高町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。令和 2 年 8 月には、総合管理計画の目標を具体的に検討する計画として「日高町公共施設等総合管理計画個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定しました。

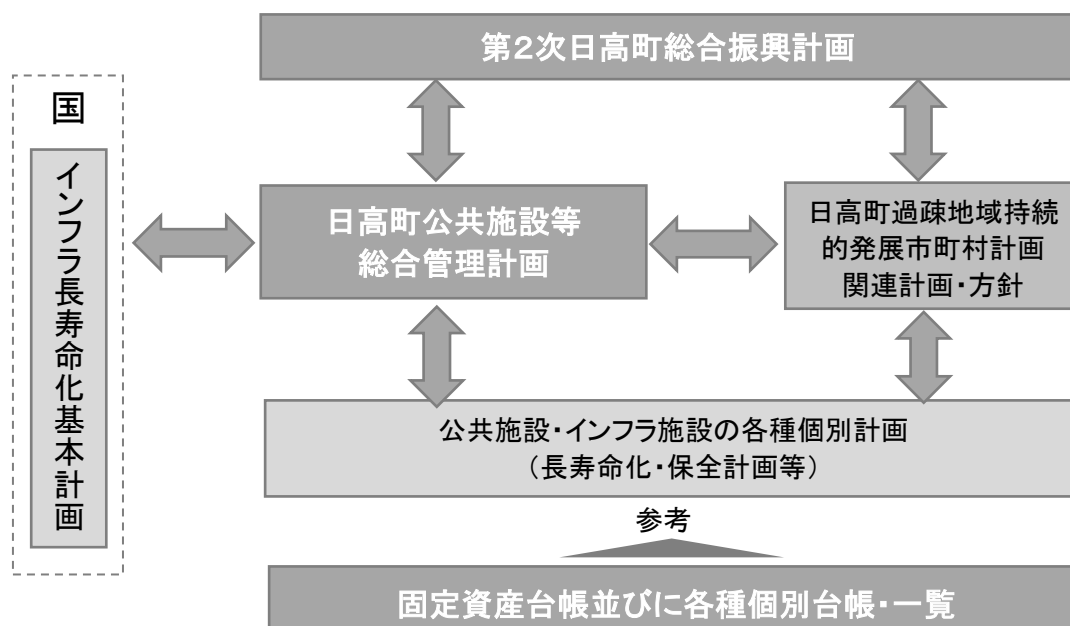
今回、令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」において、個別施設計画の内容を反映した改訂を行うよう通知があったことを踏まえ、総合管理計画の見直しを行います。（以下、見直し後の計画を「総合管理計画（改訂版）」という。）

なお、対象施設については、統一的な基準による地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳を基に行いますが、既存の各種計画や事業などに基づき行われている公共施設などの管理・運営・撤去に関する計画などとの整合性を図りながら定めることとします。

2. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した『インフラ長寿命化基本計画』や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設などにおけるインフラ長寿命化計画（行動計画）として定めるものです。

町の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である『第2次日高町総合振興計画』をはじめとし、「日高町過疎地域持続的発展市町村計画」や各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性に配慮します。

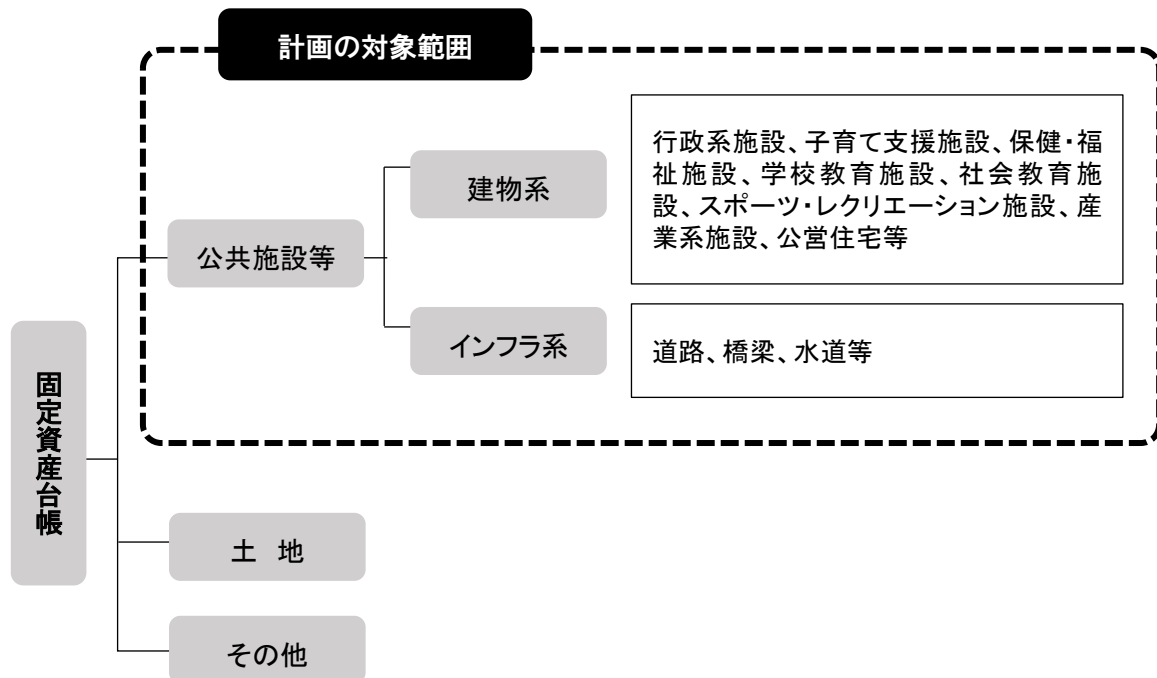


3. 計画期間

計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、人口規模推計などは、『第 2 期日高町創生総合戦略（日高町人口ビジョン）』で行った令和 42（2060）年までのものを活用します。

4. 対象範囲

「日高町固定資産台帳」を基に、公営住宅、教育施設、町民利用施設及び庁舎などの公共施設並びに道路、橋梁及び水道等のインフラを対象とします。今後新設を行う予定の施設についても、考慮するものとします。



5. 推進体制の構築

(1) 取組体制の構築及び情報共有体制

今後も続くことが想定される厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で今と同規模に維持管理・更新等を進めていくには困難が伴うことが予想されます。

公共施設等を適切に管理するため、施設毎に利用状況や維持管理コスト、点検・診断等を記録した「施設カルテ」を電子化し、庁内で一元化・共有する仕組みを構築します。

公共施設等の全体マネジメントに関しては、庁内関係職員で構成される会議等で情報の共有及び必要事項の検討を行い、研修等を通じて職員に向けた啓発に努めます。

また、検討にあたっては住民等利用者との協働の推進も視野に入れるとともに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度のさらなる活用、PPPやPFIの導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。

(2) フォローアップの実施方針

本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に対応しつつ、PDCAサイクルを取り入れ、継続的に見直しを行います。

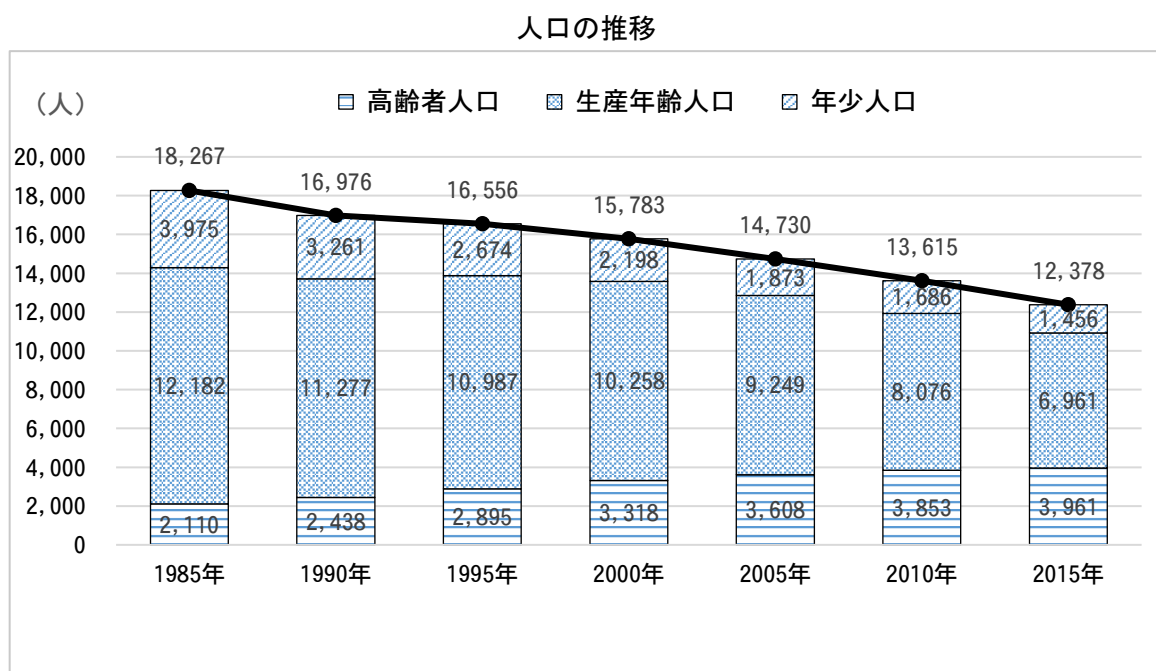
第2章 人口及び財政の動向

1. 人口動向

(1) 総人口及び人口構成と推移

国勢調査の総人口は昭和 60（1985）年が 18,267 人でしたが減少傾向にあり、平成 2（1990）年には 17,000 人を下回って 16,976 人に、平成 17（2005）年には 15,000 人を下回って 14,730 人となりました。直近の平成 27（2015）年国勢調査では、5 年間で 9.1% 落ち込み、12,378 人となっています。

人口構成は少子化・高齢化が進み、生産年齢人口の減少が続いており、平成 17（2005）年以降 10,000 人を下回っています。平成 27（2015）年の年少人口割合は 11.8%、生産年齢人口割合が 56.2%、高齢者人口割合が 32.0%となっています。



	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
高齢者人口 (65歳以上)	11.6%	14.4%	17.5%	21.0%	24.5%	28.3%	32.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	66.7%	66.4%	66.4%	65.0%	62.8%	59.3%	56.2%
年少人口 (0～14歳)	21.8%	19.2%	16.2%	14.0%	12.7%	12.4%	11.8%

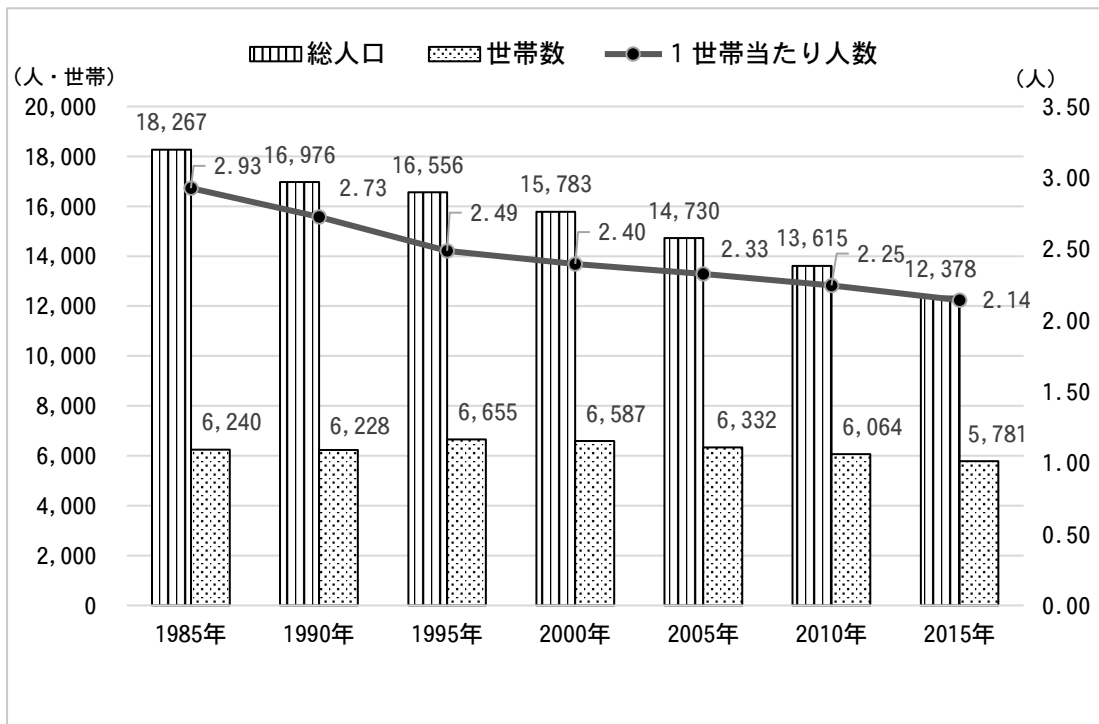
※国勢調査

※年齢階級別の外国人住民数が非公表の場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがある。

(2) 世帯数と1世帯当たり人数の推移

本町の世帯数は昭和 60（1985）年の 6,240 世帯から平成 27（2015）年には 5,781 世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は 7.4%となっています。人口減少に伴い、1世帯当たり人数も減少傾向で、昭和 60（1985）年は 1世帯 2.93 人でしたが、平成 27（2015）年は 2.14 人となっています。

世帯数と1世帯当たり人数の推移



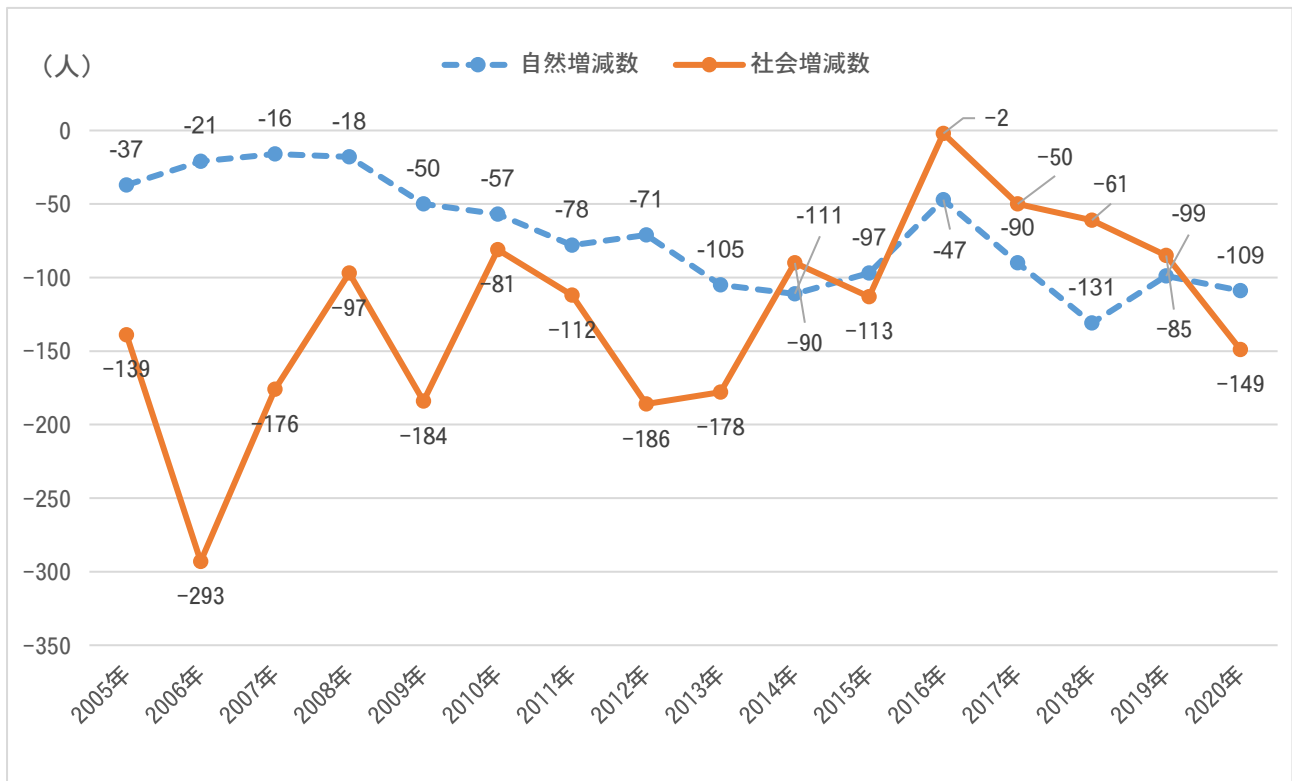
※国勢調査

(3)人口動態の推移

①自然増減・社会増減の推移

自然減、社会減により人口減少が続いています。自然減については、ここ20年でその数は徐々に増加しています。社会減については年によって異なるものの、近年は平均して100人前後となっています。

自然増減・社会増減の推移



※住民基本台帳

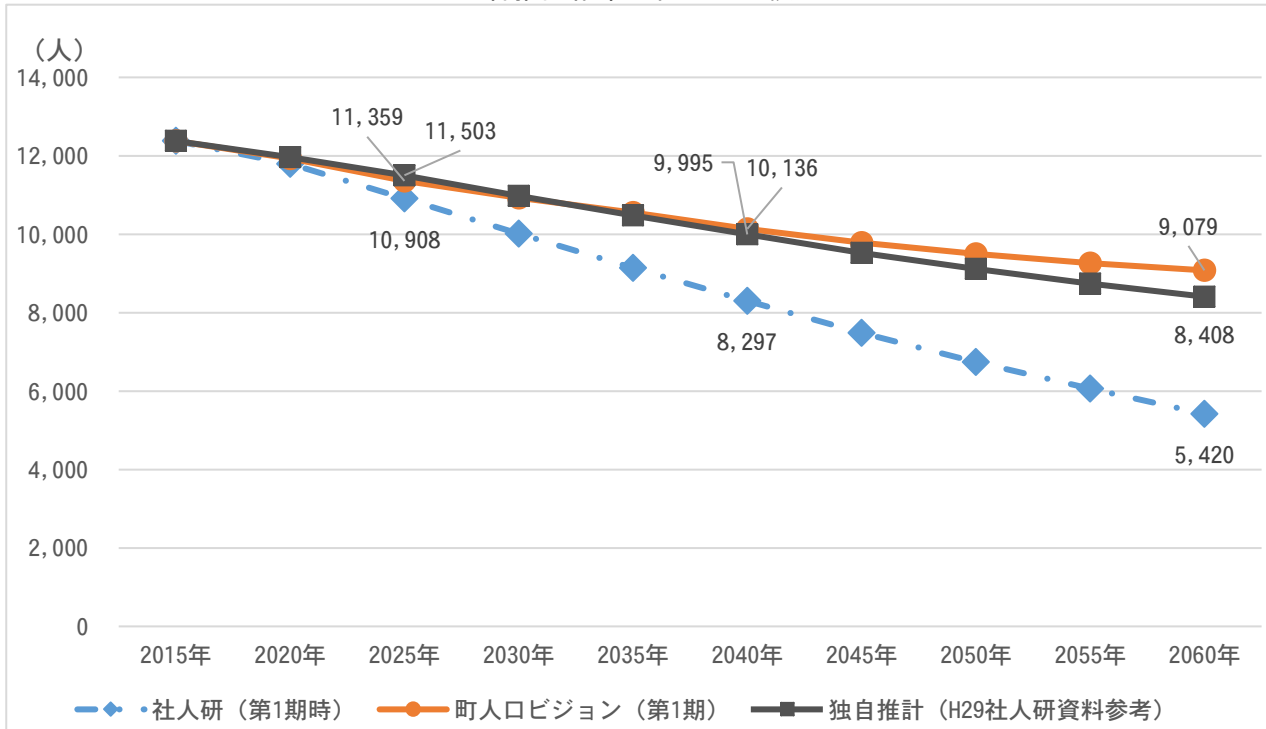
2. 人口の推計

日高町人口ビジョンにおける目標人口

まち・ひと・しごと創生法に基づいて策定された『第2期日高町創生総合戦略（日高町人口ビジョン）』においては、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」とする。）の推計を基に、中長期の視点を考慮して、合計特殊出生率を上げ子どもの出生数を増やすこと、より短期的な人口増加策として、移住・定住施策を強化するとともに、町外への転出を減らすことで、社会減の幅を食い止めるというポイントで、町独自の将来人口の推計及び目標人口の設定を行いました。

人口ビジョンにおける本町の目標人口は、令和22（2040）年で10,100人（社人研推計比+22%）、令和42（2060）年は9,100人（社人研推計比+68%）ですが、推計の基準である平成27（2015）年の人口12,378人と比べると、令和22（2040）年で33.0%の減少、令和42（2060）年は56.2%の減少となり、人口の大幅な減少は避けられない推計となっています。

各推計結果の総人口比較



【年齢3区分別の目標値】

(人)

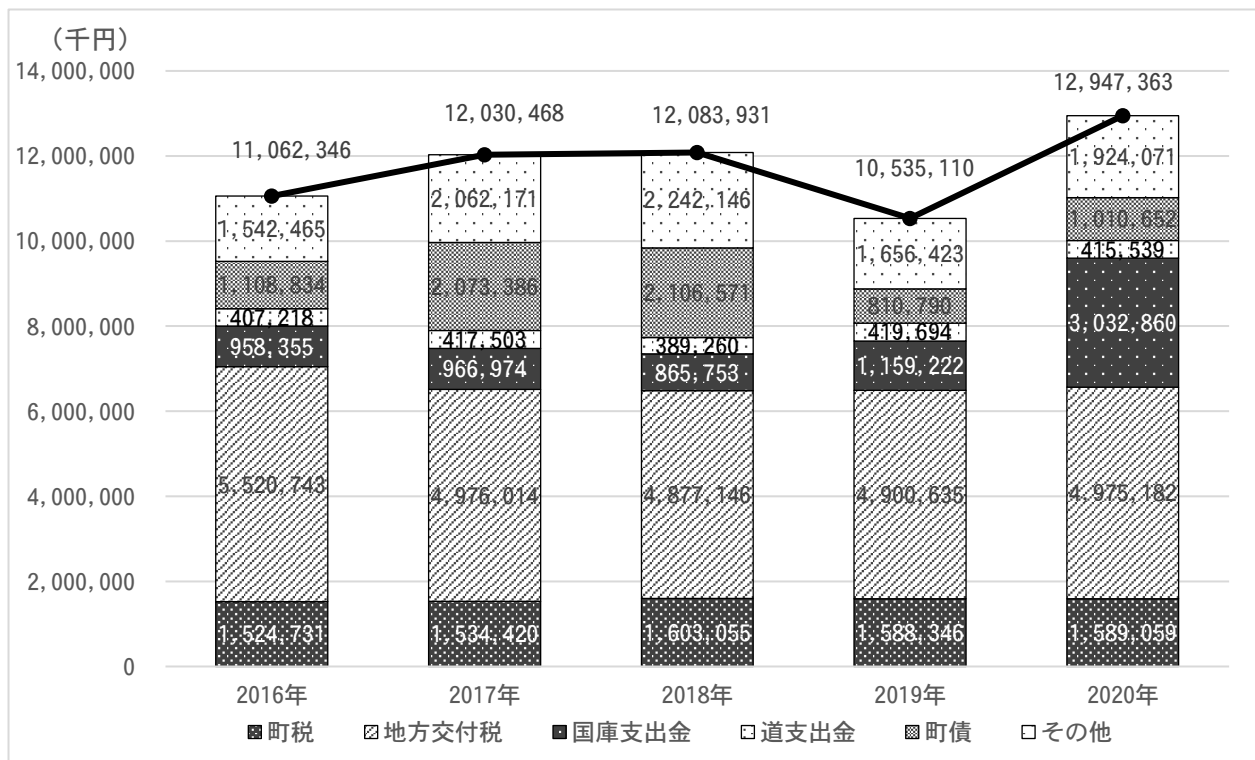
区分	2015年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
高齢者人口 (65歳以上)	3,961 32.0%	4,265 35.7%	4,028 36.9%	3,737 36.9%	3,369 35.5%	2,653 29.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	8,076 59.3%	6,211 52.1%	5,591 51.1%	5,032 49.6%	4,671 49.2%	4,950 54.5%
年少人口 (0~14歳)	1,456 11.8%	1,456 12.2%	1,313 12.0%	1,367 13.5%	1,457 15.3%	1,477 16.3%
合計	12,378	11,931	10,931	10,136	9,497	9,079

3. 財政動向(普通会計の状況)

コストと財政の適正性の観点から、公共施設などの維持管理や改修・更新などに支出できる財源には限界があるということを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

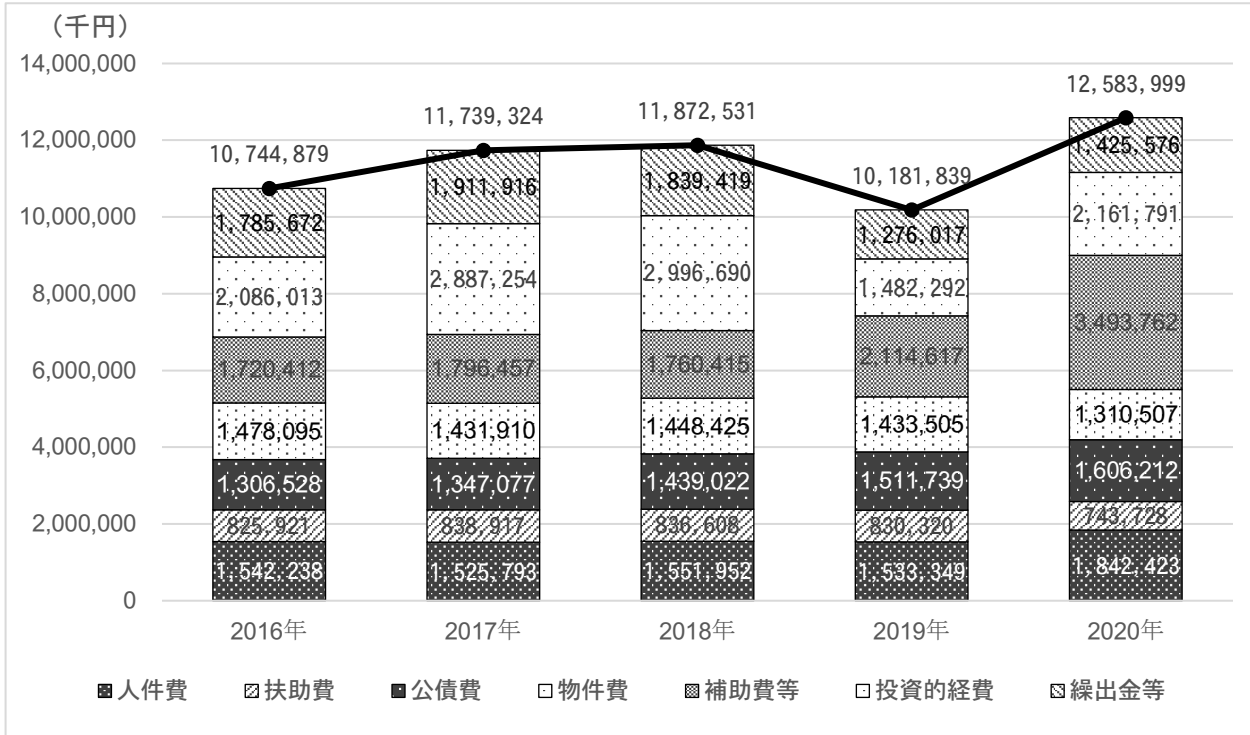
(1) 歳入決算額

本町の歳入状況は平成 28 (2016) 年から令和 2 (2020) 年にかけては平均 117 億円程度で推移してきました。町税はこの間ほぼ横ばいですが、令和 2 (2020) 年度決算における本町の歳入約 129 億円のうち、町税の占める割合は 12.3%となっており、地方交付税については最も多く 38.4%となっています。



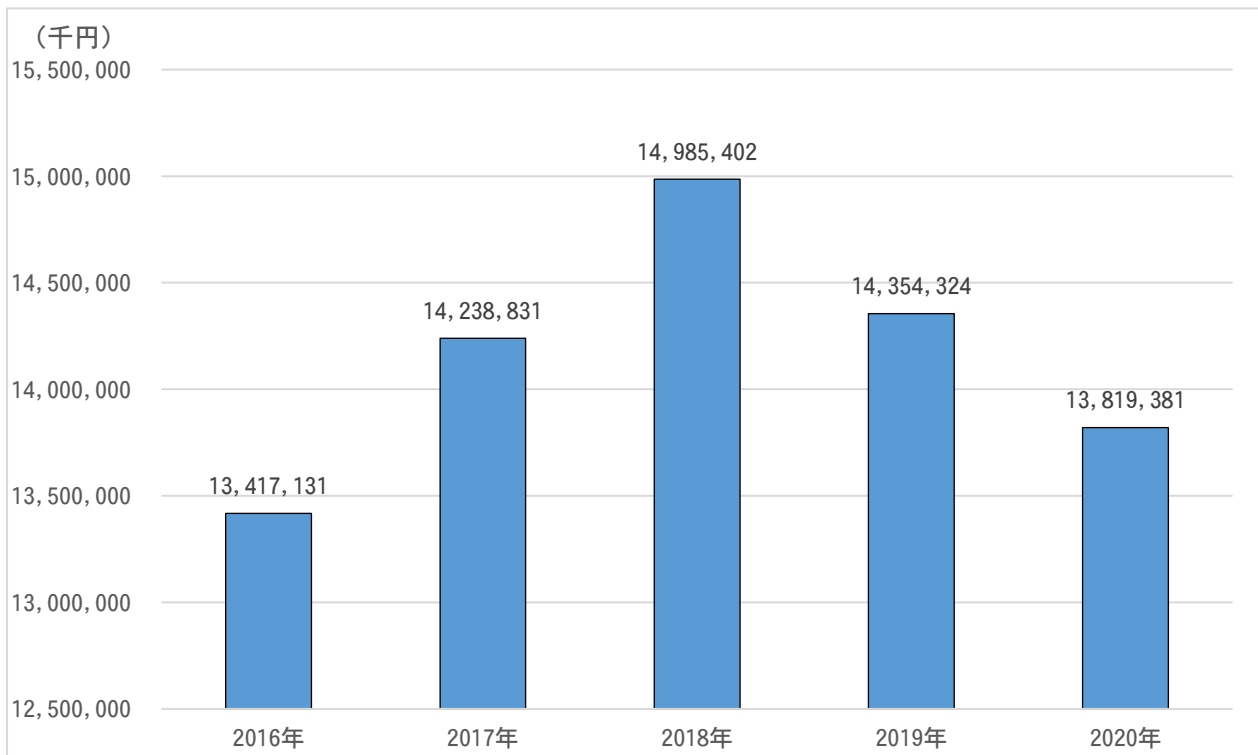
(2) 歳出決算額

歳出に関しては、人件費や公債費に関しては増加傾向です。対して、建物の建設などにあてられる投資的経費が減少しており、今後公共施設の更新や維持管理に当たっての財源不足が懸念されます。



(3) 地方債現在高

地方債残高は平成 30（2018）年度には約 150 億円となりましたが、その後減少しています。



第3章 公共施設管理の現状

1. 対象施設

本計画で対象とする全ての公共施設などを、施設の持つ機能や特性から「建物系」と「インフラ系」の2つの類型区分で整理して検討を行います。

【建物系施設の分類と主な施設例】

大分類	中分類	主な施設例
町民文化系施設	集会施設	集会場・公民館
	文化施設	文化会館等ホール施設
社会教育系施設	図書館	中央図書館・地域図書館
	博物館等	美術館・博物館・郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・プール・スポーツ練習場
	レクリエーション・観光施設	キャンプ場・観光センター
	保養施設	温泉施設
産業系施設	産業系施設	産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校・中学校等
	その他教育施設	給食センター・教員住宅等
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所・こども園
	幼児・児童施設	児童館・こどもの家・子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	養護老人ホーム・介護老人保健施設
	障がい支援施設	障がい者施設・障がい児童施設
	児童福祉施設	児童厚生施設・母子生活支援施設
	保健施設	保健所
	その他社会保健施設	福祉会館等
行政系施設	庁舎等	庁舎・出張所
	消防施設	消防署・消防詰所・出張所
	その他行政系施設	防災センター等
公営住宅	公営住宅	市町村営住宅・寄宿舎
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・浄化センター

※類型の整理のため、本町にない施設も含まれている

【インフラ系施設の分類と主な施設例】

大分類	中分類	主な施設例
道路	道路	町道・農道・林道
	橋梁	P C 橋・R C 橋・鋼橋・石橋
	トンネル	交通用・用水用
水道	上水道	管路、配水池、浄水場等
	下水道	ポンプ場・下水処理場等
	簡易水道	管路、配水池、浄水場等
公園	公園	公園・グラウンド
	緑地	景観緑地・庭園

2. 公共施設等の現状

(1) 建物系

① 施設の保有状況

建物系施設全体の総延床面積は、総合管理計画策定時（平成 28（2016）年度）で 206,122 m²ありましたが、総合管理計画（改訂版）策定時（令和 3（2021）年度）では、202,508 m²となっています。個別施設計画では令和 18（2036）年度までに 14.1%※減少することを目標としたので、183,179 m²となる見込みです。

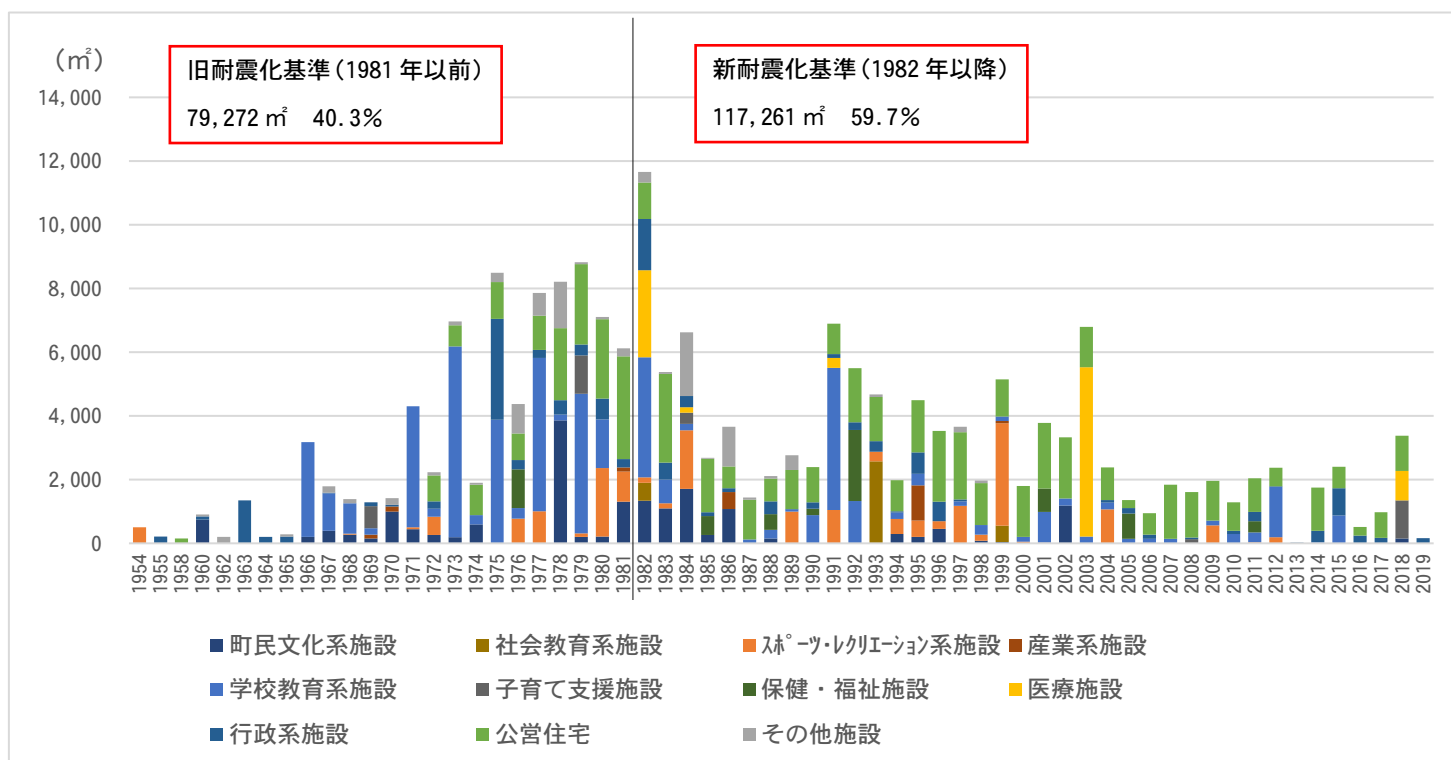
※個別施設計画では公営住宅及び企業会計分資産は計画の対象外としていますので下記表から算出される数値とは一致しません。

分類	総合管理計画	総合管理計画 (改訂版)	個別施設計画での 削減目標後
町民文化系施設	18,720	18,082	15,219
社会教育系施設	3,641	3,641	3,641
スポーツ・レクリエーション系施設	21,065	22,123	17,715
産業系施設	2,535	2,127	1,705
学校教育系施設	52,325	49,369	46,039
子育て支援施設	2,804	3,583	3,583
医療施設	5,622	11,032	9,463
保健・福祉施設	8,198	6,599	6,599
行政系施設	15,972	16,233	13,714
公営住宅	65,550	60,171	60,171
その他	9,690	9,548	5,330
合計	206,122	202,508	183,179

②年度別整備延床面積

年度別の推移状況の整備からは、本町の公共施設の建設時期の多くは1970年代（昭和45年～昭和54年）に特に集中していることがわかります。この中には既に40年以上経過したものも多くありますが、今後老朽化が進むにつれ、大規模な改修や更新が必要になることが見込まれます。

また、いわゆる旧耐震基準で建てられている昭和56（1981）年以前に建てられた建築物の面積が全体の約4割（40.3%）を占めています。一部の施設においては、耐震診断や耐震化工事を実施しています。



(2) インフラ系

① 道路

資産種別の道路の距離等は次のとおりとなっています。

資産種別	区分	総合管理計画	総合管理計画 (改訂版)	増減
町道	件数	415	417	2
	面積(m ²)	2,484,397	2,433,571	△50,826
	距離(m)	400,617	401,111	494
林道	件数	12	13	1
	面積(m ²)	143,036	385,100	242,064
	距離(m)	28,586	30,729	2,143

② 橋梁

資産種別の橋梁の橋長は次のとおりとなっています。

資産種別	区分	総合管理計画	総合管理計画 (改訂版)	増減
PC 橋	件数	34	78	44
	橋長(m)	839.20	1682.80	843.6
RC 橋	件数	51	65	14
	橋長(m)	726.78	280.30	△446.48
鋼橋	件数	29	31	2
	橋長(m)	1458.03	1500.70	42.67

③ 上水道

普及率については、98.2%となっており、管種別延長(m)は次のとおりとなっています。

管種		総合管理計画	総合管理計画 (改訂版)	増減
導水管		1,638	1,638	—
送水管		36,300	36,080	△220
配水管	50 mm 以下	39,707	41,806	2,099
	75 mm 以下	67,904	72,306	4,402
	100 mm 以下	41,603	42,056	453
	150 mm 以下	39,839	40,765	926
	200 mm 以下	6,882	7,067	185
	250 mm 以下	5,945	5,943	△2
	350 mm 以下	2,490	2,490	—

④簡易水道

普及率は 97.14%となっており、管種別延長（m）は次のとおりとなっています。

管種	総合管理計画	総合管理計画 （改訂版）	増減
導水管	6,375	8,171	1,796
送水管	2,098	2,439	341
配水管	55,289	66,951	11,662

⑤下水道

接続率は 85.29%となっており、管種別及び管径別延長（m）は次のとおりとなっています。

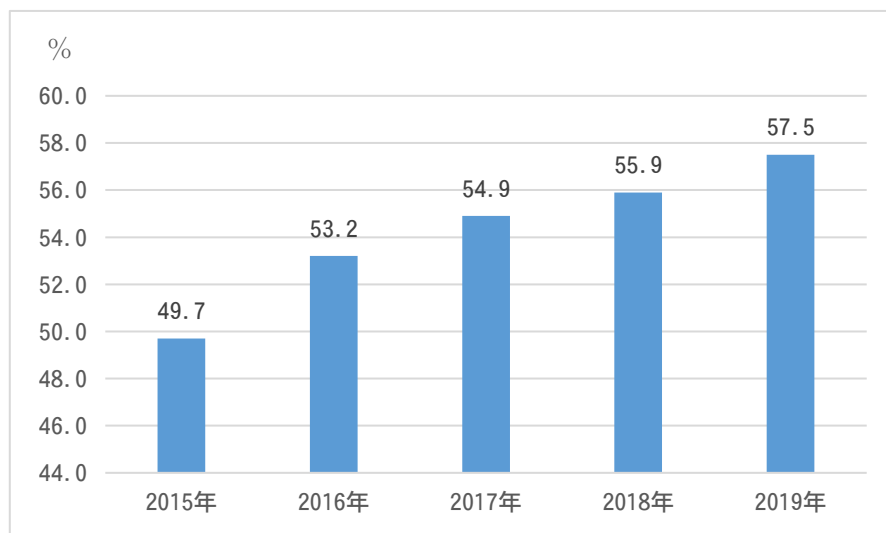
管種	総合管理計画	総合管理計画 （改訂版）	増減
コンクリート管	24,798	25,147	349
塩ビ管	99,722	101,022	1,300
その他	7,019	7,019	—

管径	総合管理計画	総合管理計画 （改訂版）	増減
～250mm 以下	116,828	117,915	1,087
～500mm 以下	5,425	5,905	480
～1000mm 以下	6,719	6,801	82
～2000mm 以下	2,543	2,543	—
～3000mm 以下	24	24	—

(3)有形固定資産減価償却率の推移

町が保有する施設等が耐用年数に対し、どの程度経過しているかを表しています。数値が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

①一般会計等



※日高町貸借対照表から作成

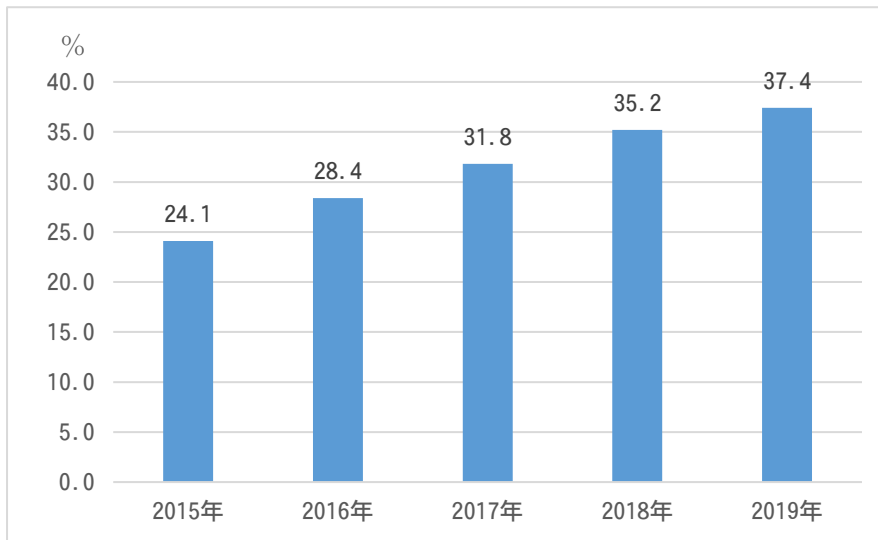
②企業会計

4つある企業会計のうち、下水道事業会計（特環・農集）、簡易水道事業会計は令和元（2019）年度に法適化になりましたので、有形固定資産減価償却率は令和元（2019）年度のみとなります。

各会計の数値は次のとおりです。

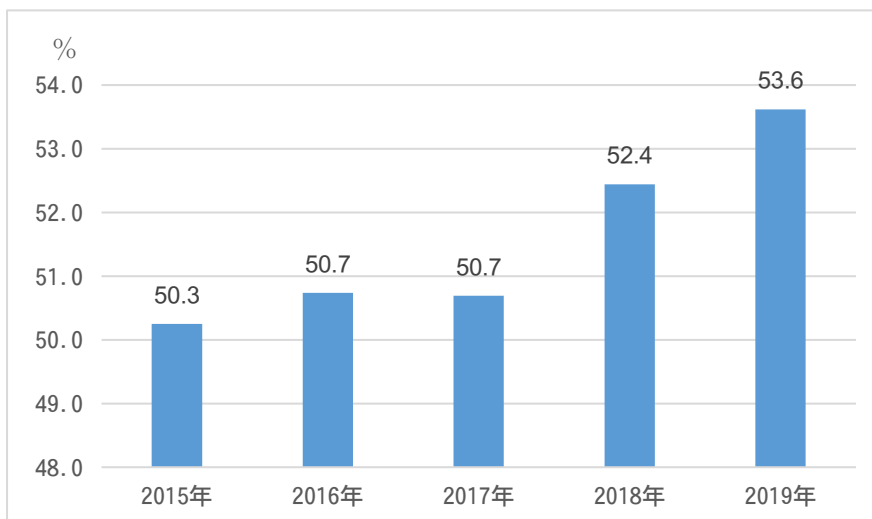
- ・下水道事業会計（特環）・・・43.5% ・下水道事業会計（農集）・・・54.7%
- ・簡易水道事業会計・・・47.4%

・病院事業会計



※総務省 経営比較分析表

・水道事業会計



※総務省 経営比較分析表

(4)過去に行った対策の実績

総合計画が策定された平成 28（2016）年度以降に行った、改修等の事業についての一例を次に列挙します。

なお、公営住宅改修や道路・橋梁の補修等は毎年度計画的に実施しています。

実施年度	施設名称	内容
2016 年度	旧豊郷小学校教職員住宅	除却
2016 年度	旧日高高校校舎	除却
2017 年度	厚賀団地	除却
2017 年度	富川小学校	暖房改修
2017 年度	福祉センター	便所改修
2017 年度～ 2018 年度	日高小学校	大規模改修
2017 年度～ 2018 年度	門別わかば保育所及びびもんべつ児童館	集約
2019 年度	日高火葬場	火葬炉等大規模改修
2020 年度	表町団地	除却
2020 年度	新栄団地	除却
2020 年度	町民センタースポーツセンター	屋根塗装
2020 年度	西一線会館	譲渡
2021 年度	旧清島小学校教職員住宅	除却
2021 年度	日高高寿園	屋上防水

第4章 公共施設等の維持管理に関する 将来の見通しと検討課題の整理

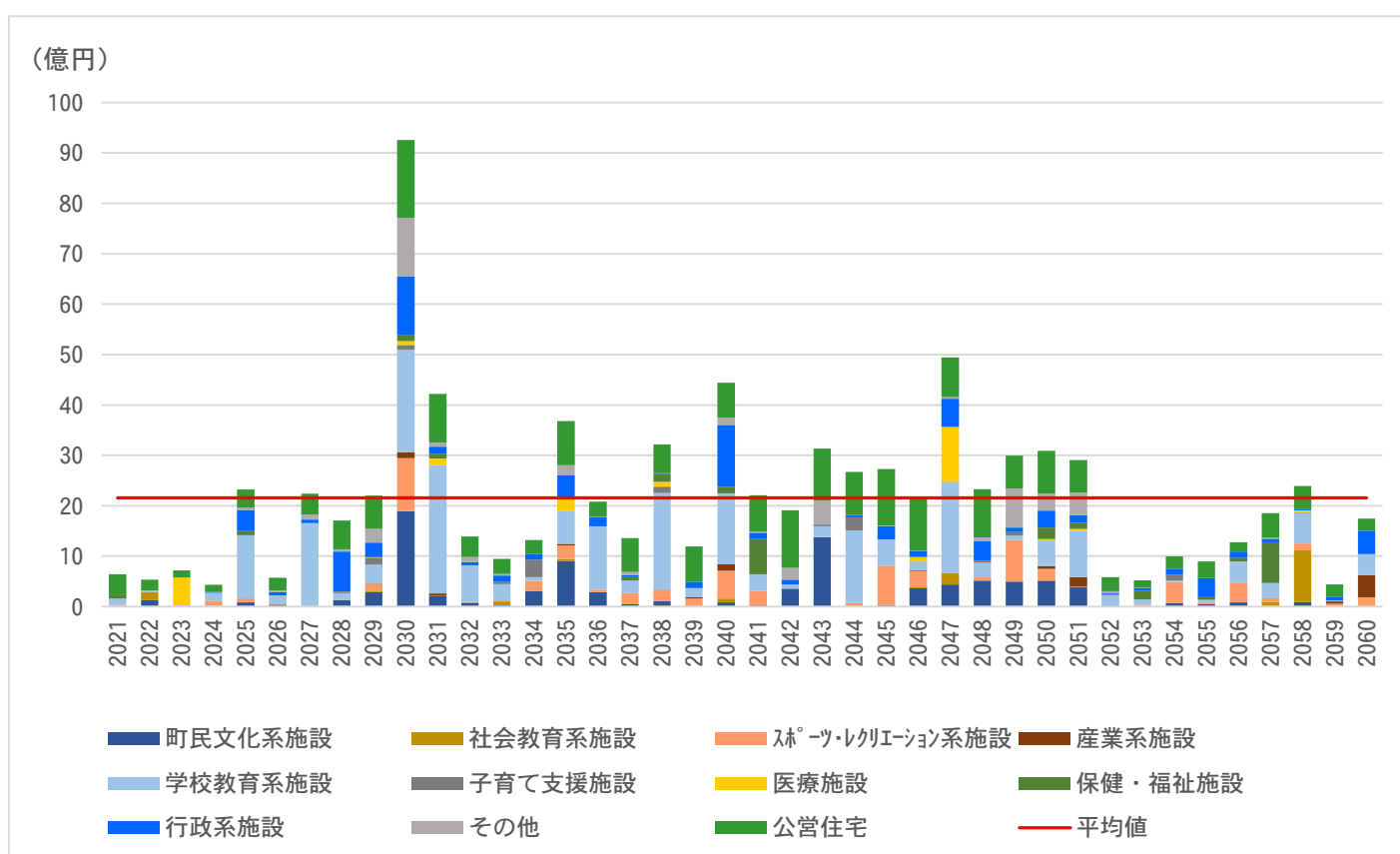
1. 将来の更新費用

(1) 施設を現状維持した場合の更新費用

① 建物系の更新費用

建物系施設を現状維持した場合に係る更新費用は次のとおりです。今後 40 年間の更新費用総額は約 862.4 億円、年平均で約 21.6 億円となります。

※更新費用は、事業費シミュレーション（22 ページ）により算出

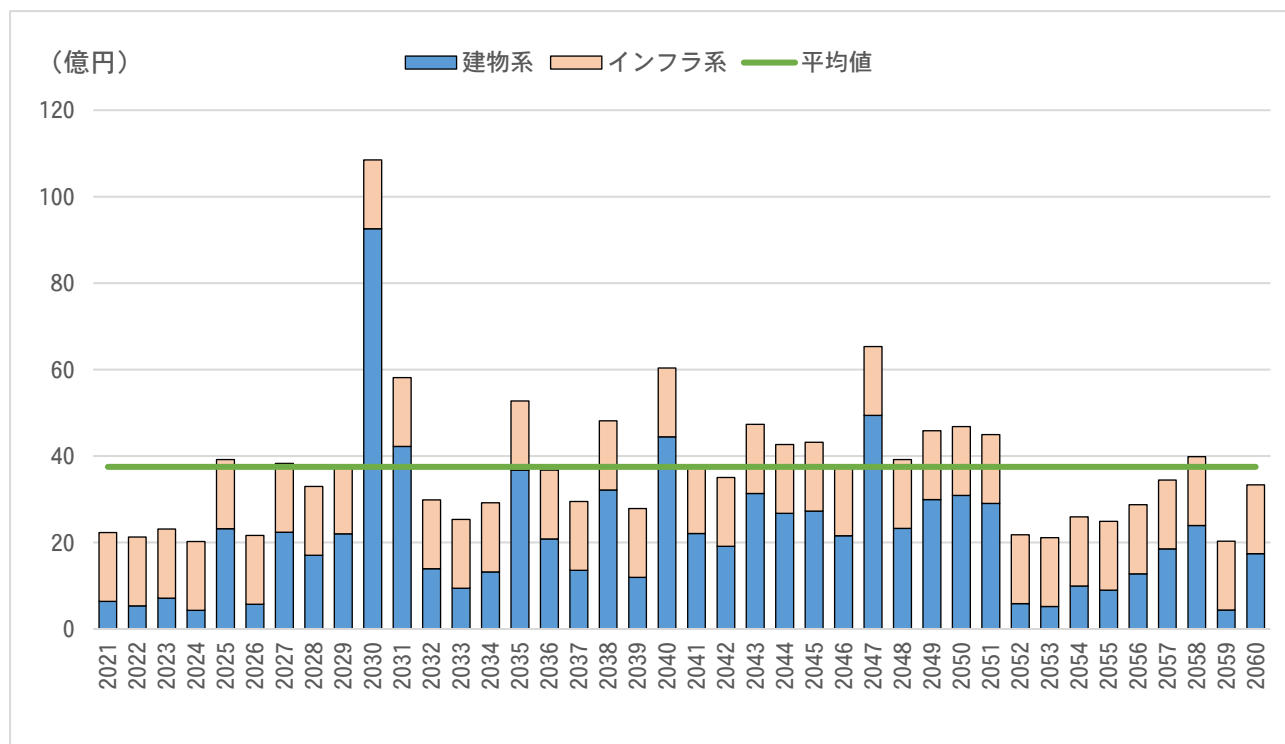


② インフラ系の更新費用

全てのインフラ系を現状維持した場合に必要なコスト約 637.6 億円、年平均で約 16 億円かかることが見込まれます。

③更新費用の見込み(合算値)

公共施設等（建物系+インフラ系）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。今後40年間の更新費用総額は約1,500億円、年平均で約37.5億円かかることが見込まれます。



事業費シミュレーションの設定条件は次のとおりです。

(1) 建物系

① 建替

目標耐用年数については、「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会)を参考として設定します。

建替単価については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」(総務省)を参考に、大分類ごとに設定します。

・ 目標耐用年数の設定

構造		目標耐用年数
SRC造	A・鉄骨鉄筋コンクリート	65
RC造	B・鉄筋コンクリート	65
S造	J・鉄骨造	65
軽量鉄骨	K・軽量鉄骨造	50
CB造	E・コンクリートブロック	50
W造	L・木造	40

・ 建替の単価設定

区分	単価
町民文化系施設	40 万円/m ²
社会教育系施設	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/m ²
産業系施設	40 万円/m ²
学校教育系施設	33 万円/m ²
子育て支援施設	33 万円/m ²
医療施設	40 万円/m ²
保健・福祉施設	36 万円/m ²
行政系施設	40 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²
その他施設	36 万円/m ²

②大規模改修

大規模改修の標準周期は20年とし、建築及び電気・設備に分けて設定します。実施年は、過去20年間に大規模改修を行っていない建物については、建築年の古い建物から順に改修を行うこととします。

単価については、RC造と木造の2パターンに分類し設定します。

・大規模改修の単価設定

構造名		適用分類	改修（建築）	改修（電気・設備）
SRC造	A・鉄骨鉄筋コンクリート	RC	3.2万円/㎡	7.20万円/㎡
RC造	B・鉄筋コンクリート			
S造	J・鉄骨造			
軽量鉄骨	K・軽量鉄骨造	木造	3.9万円/㎡	7.38万円/㎡
CB造	E・コンクリートブロック			
W造	L・木造			

(2) インフラ系

	更新年数	更新単価
道路	15	一般道路：4,700円/㎡ 自動車歩行者道：2,700円/㎡
橋梁	60	PC橋、RC橋：425千円/㎡ 鋼橋：500千円/㎡
上水道等	40	9.6万円/m～
下水道等	50	17万円/m

※上記積算根拠並びに更新単価をもとに本町独自の数値を用いている部分がある

2. 検討課題の整理

人口や財政面での現状、公共施設等の更新費用見込みなどを踏まえた本町の公共施設等の維持管理に関する検討課題としては、次の3点があげられます。

◇施設老朽化に対応した適切かつ効率的な維持管理体制の構築及び必要に応じた大規模改修や建て替え計画の検討

建物を今の規模で更新するだけで、今後40年間年平均で20億円以上かかることが更新シミュレーションにより見込まれています。また、道路や水道などのインフラを加えるとその金額はさらに増加し、コスト面においてもより効率的な維持管理体制の構築が急務といえます。また、大規模改修や建て替えに関しても、優先度を見極め計画的に行う必要があります。

◇改修や更新のタイミングを活用した施設の転用や用途変更による有効利用の検討

これまでの施設は建てた時の用途がそのまま受け継がれるものがほとんどでしたが、その結果として今は使われずに旧施設化しているものもあります。全国的には、未利用施設の用途変更による新たな利活用も進んでおり、本町においても、改修や更新を機に施設の転用や用途変更などにより有効利用する必要があると考えられます。

◇全国的に求められている施設の集約化・複合化、隣接する自治体との連携など広域的視点に立った検討

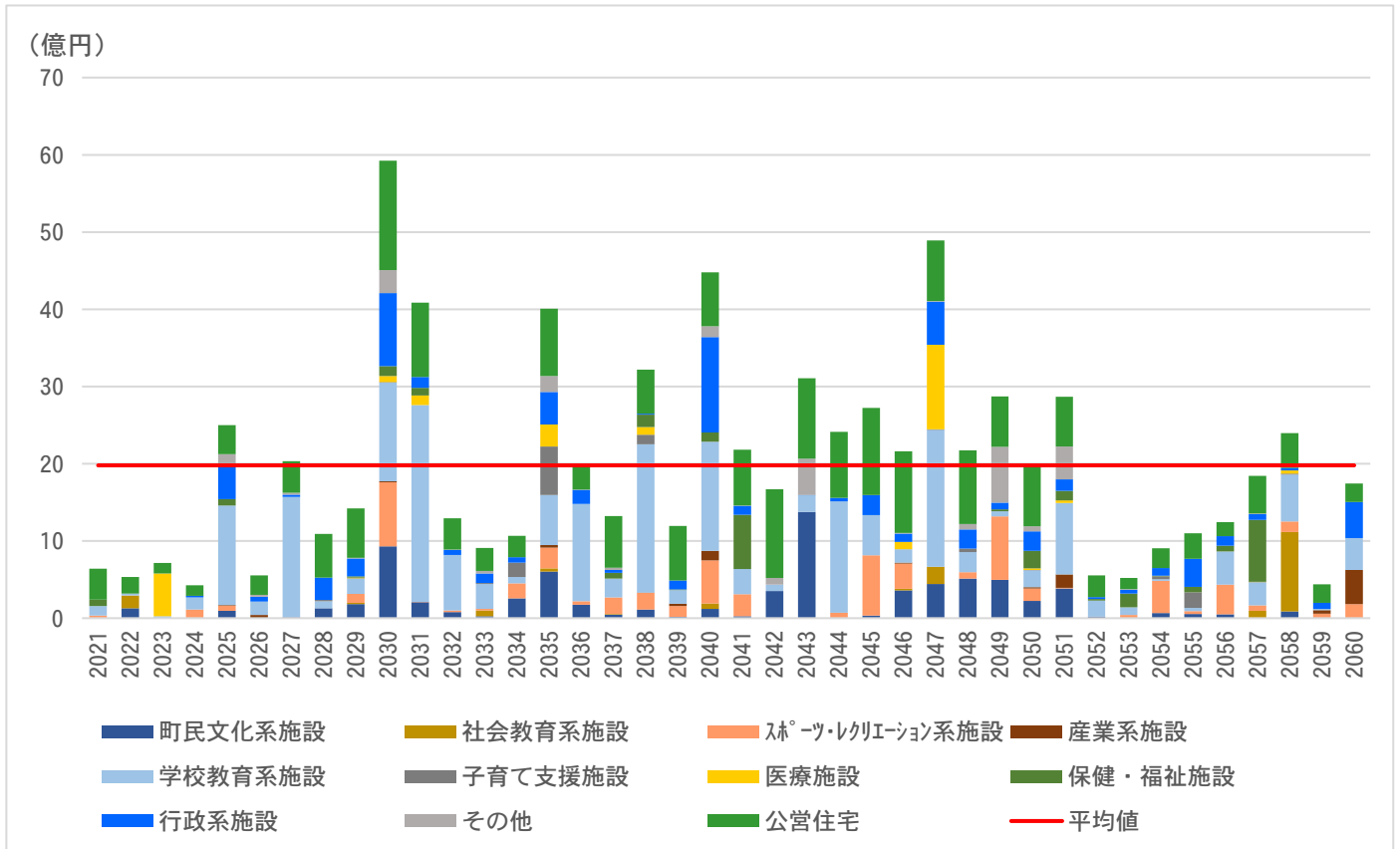
町の人口が減少する中、施設の機能を維持するためには、施設の集約化や複数の機能の施設を複合化するという方策を検討する必要があることはいうまでもありません。本町の地理的な条件・古くからの人的交流などを考慮しながら、隣接する自治体との連携や相互協力といった方策をこれまで以上に踏み込んだ形で検討する必要があるといえます。

(1)個別施設計画等を反映させた更新費用

本町の課題を整理し、個別施設計画等の長寿命化計画を反映させた場合の更新費用の見込みは次のとおりです。

①建物系の更新費用

建物系施設の更新費用について、今後40年間で約791.4億円となり、年平均では約19.8億円となります。

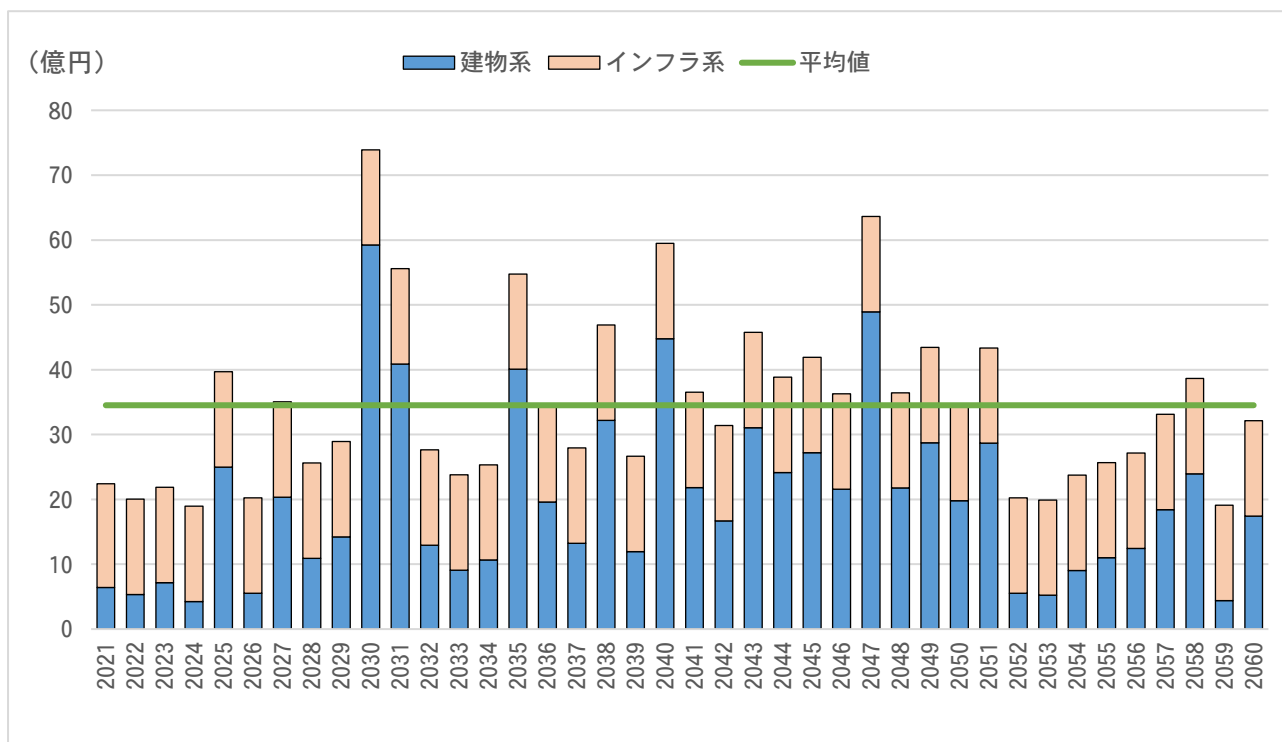


②インフラ系の更新費用

インフラ系の今後40年間の更新費用は、約589.3億円となり、年平均で約14.7億円となります。

③更新費用の見込み(合算値)

公共施設等（建物系+インフラ系）について、個別施設計画等を反映した形で更新した場合の費用を試算しました。今後40年間の更新費用総額は約1,380.7億円、年平均で約34.5億円かかることが見込まれます。単純更新の場合の将来推計と比較すると、40年間の累計で更新費用が119.3億円減少することになります。



第5章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

本町の公共施設等における現状と課題及び、将来にわたる更新費用の試算結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。それぞれの特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指します。

なお、原則として、施設毎にこれまでに個別に策定されている耐震化計画や長寿命化計画との整合性を図ることとします。

(1) 施設・建物の目標

① 施設総量(総延床面積)について

公共施設等の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、個別施設計画で対象としている施設の全体面積については、令和18(2036)年までに14.1%削減することを目標としていますが、将来の人口見通しや財政状況を考慮し施設の最適化に努め、定期的に、計画及び目標の見直しを行います。

② 施設の維持並びに管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。指定管理者制度の拡大については、メリット・デメリットなどを把握した上で、必要に応じて検討します。施設の機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減させることに取り組みます。

(2) インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果などに従い、維持管理、修繕、更新、取り壊しなどを進めていきます。

① 投資の方向性について

単純な新設などへの投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っていきます。

② コストの縮減について

安全に配慮しつつも、予防保全型の管理を行うことで修繕等に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

2. 維持管理にあたっての基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

施設を所管する各課においては、「施設診断マニュアル」による定期点検を実施するとともに、点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響などについても評価を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、施設の所有者が速やかに対応できる体制を維持します。また、維持管理及び修繕内容を管理するとともに、予防保全型管理の考え方を取り入れ、計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化しトータルコストの縮減を目指します。

建物を更新することなく長期間有効的に活用するためには、建築の基本性能を、現在の利用目的に合致した最適な状態に維持することが必要です。また各種法律の改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できるしくみを検討します。

なお、施設の長期修繕についての計画策定にあたっては、統廃合や複合化に関する町の推進方針との整合を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また、万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地、建物、火災、生活環境等に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合及び崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事などを実施しており、特に利用率や効用などの高い施設については、重点的に対応しています。

町有建築物は、平常時における住民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、今後も保全状態や将来的な利用方針を検討し

た上で、耐震改修に必要な整備プログラムをまとめ、計画的・効率的な耐震化を進めます。

(5)長寿命化の実施方針

点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設などを健康な状況に保ち、更に定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより長期使用を図ります。

施設には計画的な保全が求められますが、一般的に建設から40年くらいまでは小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。40年程度を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。また、要求性能レベルは時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇することから、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。建て替えの周期は大規模改修工事を経て60年としますが、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

今後の更新・修繕の際には、年齢・性別・障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適に利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

(7)脱炭素化の推進方針

今後の更新・修繕の際には、LED照明など省エネ性能に優れた資材等の導入を検討し、脱炭素化の取組を推進します。

(8)統合や廃止の推進方針

改築や大規模な改修を行う場合は、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の縮減を目指します。なお、単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討した上で決定します。

利用率が極めて低い施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却または、売却、貸付などを検討します。このほか、近隣自治体や広域での連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建て替

えに頼らない行政サービス提供に向けた連携の可能性など、あらゆる方向性を検討の対象とし研究を進めます。現在使用していない、又は将来の使用予定が確定していない資産については、積極的な売却処分や有効活用について検討します。

第6章 施設分類毎の方向性

1. 建物系の方針

(1) 町民文化系施設の方針

- ・基本的に現状を維持しますが、老朽化が進んでいる場合、近隣に類似施設がある場合、利用頻度が少ない場合は、耐用年数を経過後において、本町の町域及び各地区の位置を考慮しながら他施設との統廃合等を検討します。
- ・管理業務を委託している団体や利用者・地域住民の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(2) 社会教育系施設の方針

- ・基本的に現状を維持します。
- ・管理者・委託者と協力し、日々の点検・診断・報告並びに維持管理を継続的に行い、資料の整理や展示の工夫など、効率的な運用に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設の方針

- ・基本的に現状を維持しますが、利用者の減少や大規模な改修等の必要が生じた施設については、統廃合について検討します。
- ・管理業務を委託している団体や利用者・地域住民の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(4) 産業系施設の方針

- ・基本的に現状を維持します。
- ・管理を委託している団体の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(5) 学校教育系施設の方針

- ・基本的に現状を維持します。
- ・各学校の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(6)子育て支援施設の方針

- ・基本的に現状を維持しますが、耐震診断の結果、建替が必要な施設については順次対応します。
- ・各施設の協力を得ながら、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(7)医療施設の方針

- ・基本的に現状を維持します。
- ・施設管理者及び利用者と協力し、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(8)保健・福祉施設の方針

- ・基本的に現状を維持します。
- ・施設管理者及び利用者と協力し、日々の点検・診断・報告や維持管理を継続的に行います。

(9)行政系施設の方針

- ・基本的に現状を維持しますが、老朽化の進んでいる施設については統廃合等を検討します。
- ・長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本として、利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修を基にした維持管理を行います。

(10)公営住宅の方針

- ・『日高町公営住宅等長寿命化計画』を基に長寿命化のための維持管理を実施します。
- ・長寿命化のための維持管理に関しては、ライフサイクルコスト縮減のため、住棟・住戸に応じた予防保全的な修繕並びに点検を計画的に行います。定期点検を行い適切な修繕や改善を行うことにより、安全性を確保します。
- ・建て替えや改善・修繕の実施計画に当たっては、入居者との合意形成に努めるほか、居住ニーズに即した住宅を供給し、町民生活の安定に寄与します。

(11)その他施設の方針

- ・老朽化が進んでおり、現在利用のない施設については、基本的に廃止を検討します。
- ・日々の点検・診断・報告や維持管理については、継続的に行います。

2. インフラ系の方針

(1) 道路・橋梁の方針

- ・良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などの実施を行います。
- ・「舗装個別施設計画」や「道路橋個別施設計画」に基づき、予防保全型管理による修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 水道(上水道・簡易水道)の方針

- ・水道サービスの安定性確保と、安心安全な水の供給を図るため、施設の長寿命化を進めます。
- ・敷設後相当年が経過し老朽化した水道管等の計画的な更新、施設・維持管理機器などの整備を行います。また、災害時の安定供給に向けての対策を引き続き進めます。

(3) 下水道等の方針

- ・安定的な污水处理を図るため、管路の更新や埋設、施設・機器の計画的な更新及び長寿命化を進めます。
- ・ストックマネジメント計画によるライフサイクルコストの縮減を図ります。